

# 墓地、火葬場等の経営の許可等に関する事務

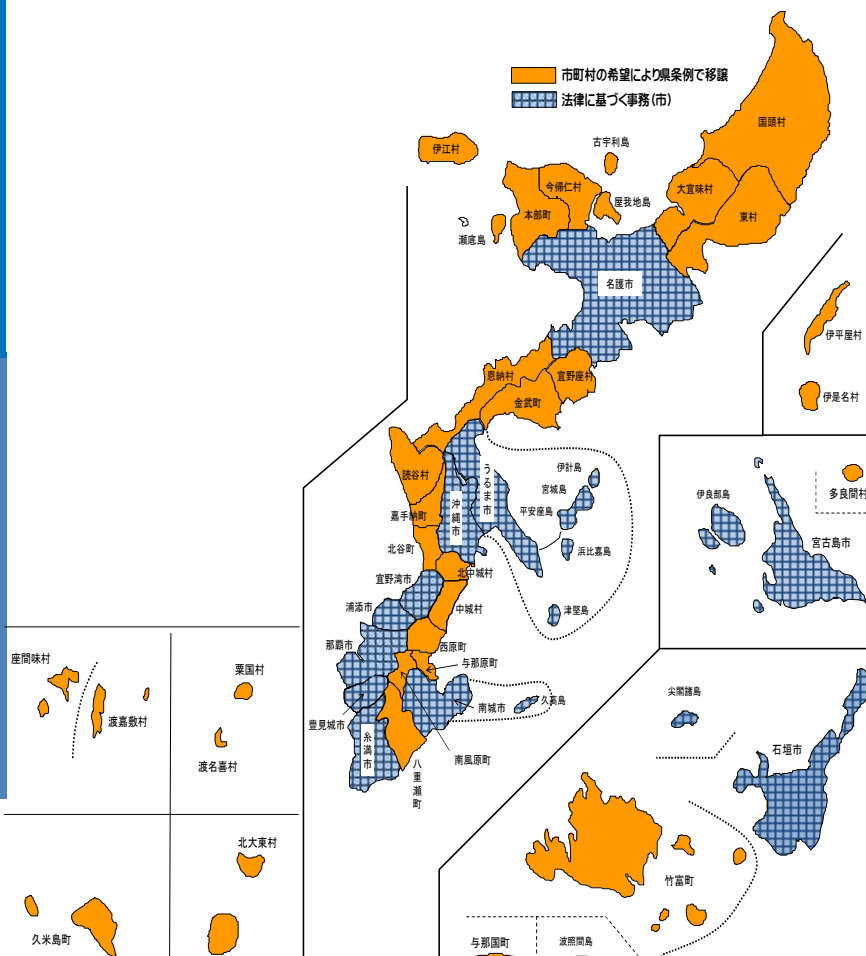
根拠法令：墓地、埋葬等に関する法律

移譲対象：全市町村

事務の内容	メリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 墓地等の経営許可に関する事務</li> <li>◆ 墓地等施設に対する改善命令、施設使用の制限・禁止の命令及び経営許可の取り消しに関する事務等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 墓地等の経営許可については、都市計画や土地利用との関わりが深いことから、それらの権限を有する市町村が処理をすることで、一体的な判断が可能となる。</li> </ul>
<p><b>県の支援</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 財政支援 : 権限移譲交付金の交付</li> <li>◆ その他の支援 : 市町村からの相談等への対応、必要に応じて助言や情報提供</li> </ul>	

移譲年月	移譲市町村
H21.4	大宜味村、恩納村、伊江村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊是名村、久米島町、与那国町
H22.4	国頭村、東村、宜野座村、伊平屋村
H23.4	金武町、読谷村、中城村、竹富町
H24.4	南風原町、渡嘉敷村
H25.4	北中城村、西原町、与那原町、八重瀬町
H26.4	本部町、北谷町、多良間村
H28.4	今帰仁村、嘉手納町

## 平成30年4月時点の移譲状況



# 地域の実情に即し、効率的な墓地等の経営許可



恩納村

権限移譲事務 墓地、埋葬等に関する法律に基づく事務

事例紹介  
恩納村

## 移譲受け入れの経緯

墓地、火葬場等の経営の許可等に関する事務については、地域の景観や宗教的感情など、地域住民との調整を要するとともに、市町村の景観計画、墓地基本計画等との関わりが深い。

恩納村においては、恩納村基本構想と整合を図り策定した恩納村墓地整備基本計画を踏まえて、墓地、火葬場等の経営の許可等を行う必要があることから、村で行うほうが、地域の実情をふまえたものとなり、住民の福祉の向上につながると判断し、平成21年度から権限移譲を受け入れることとした。

## 取組・効果

権限移譲前は、申請者は県の窓口で許可申請を行い、県は村に対して村長の意見書を求め、その後県において審査が行われていた。

権限移譲後は、村における審査を経て許可等を判断することになり、申請から許可までの期間が短縮された。

村における許可等の審査にあたっては、村が進めるむらづくりとの整合を図るため、土地利用、自然公園法担当課、農地法、農振法、森林法担当課と連携を密にし、適正な審査に努めている。

村が許可権者になったことで、村民生活環境や自然環境を背景とした観光振興の妨げにならないように土地利用の整序が図られている。

なお、本村における設置申請に係る事務処理件数は、平成26年度20件、平成27年度9件、平成28年度10件、平成29年度11件となっている。



(担当課：恩納村村民課)